

---

## 資 料

---

# ポルタリス『18世紀のあいだの 哲学的精神の使用と誤用』1820年（初版）

石 井 三 記

- I はじめに
- II 書名と2巻34章の構成
- III 内容詳解目次の全訳
- IV 最終章における変調（?）
- V おわりに

## I はじめに

本稿は、名古屋大学法学図書室所蔵の貴重書 J.-E.-M. Portalis, *De l'usage et de l'abus de l'esprit philosophique durant le dix-huitième siècle*, Paris 1820 の2巻本を、さしあたり書名の邦訳を『18世紀のあいだの哲学的精神の使用と誤用』（以下『哲学的精神』）として紹介するものである。書名のタイトルと邦訳の「こだわり」については次節以下でもやや詳しく検討する。著者ポルタリス Jean-Étienne-Marie Portalis は南仏プロヴァンス地方のル・ボセで1746年に生まれ、パリで1807年に亡くなってパンテオンに埋葬されている。革命前はエクスで弁護士そして行政職にも携わり、革命の大恐怖政治の時期には王党派として一時投獄されるが、1794年テルミドール後に釈放され、総裁政府期に元老会議員、同議長を務めるも、1797年フリュクティドールのクーデタで国外への亡命を余儀なくされ、ボナパルトの権力掌握後1800年初めに帰国がかなうこととなる。そしてポルタリスはナポレオン・ボナパルトのいわば懐刀として、今日まで続く近代フランス社会制度の二本柱である民法典の起草と宗教制度の礎を築き上げたのである。

ところで本書のタイトルページでの著者の肩書は、國務院評定官とか宗教大臣とかではなくて、シンプルにアカデミー・フランセーズ会員としか記載されていない。出版年からわかるように、本書は著者の没後に息子のポルタリス伯爵（貴族院議員、破棄院長官等）による解説付きで出版されたものである<sup>1)</sup>。父ポルタリスがアカデミー・フランセーズ会員になるのは晩年の1806年ということにはなるが、彼の学識の広さと文章の明晰さが本書においても遺憾なく発揮されていると言えよう。

本書『哲学的精神』の執筆そのものは1797年から3年弱のドイツ語圏への亡命中の期間のことで、国外脱出後、妻に宛てた1797年10月31日付の手紙のなかでは「この世紀の哲学の利点と誤用 *les avantages et les abus de la philosophie du siècle*」についての小著に取り組んでいることが示されている<sup>2)</sup>。執筆開始の時点では、いまだフランス民法典の起草委員になるともローマ教皇庁との政教条約運用の立役者になるともわからないときに、家族とも離れ離れとなり（ただし二十歳前後となる息子は同道）、しかし亡命先ではサロンの知的環境のなかで書き上げられていったポルタリスの大著（初版では計869ページ）をその概要だけでも紹介することは、フランス近代社会を啓蒙や革命とは違った角度から照射する意義があるだろう<sup>3)</sup>。

本書を一読して何よりも驚くべきことは、ナポレオン・ボナパルトの下で、法律家・政治家として、コード・シヴィルとコンコルダートという近

- 
- 1) 本書の出版がポルタリスの死後13年と間があいていることや著者の伝記と序論的解説が百数十頁と長いことなど、編者である息子の政治的な思惑、すなわち王政復古となった今、ナポレオン・ボナパルトの下で活躍したことを覆い隠そうとするかのようにキリスト教的で保守的な哲学者としてのポルタリス像を提示しようとしていることもあるかもしれない。Maurice Agulhon, *Portalis, adversaire de Mirabeau*, dans M. Agulhon, *Histoire vagabonde*, t.2, Paris 1988, p.15. ただ死後出版とは言え、本書の原稿を調査した研究によれば、ポルタリス父が著者であることに変わりはない。Raphaël Cahen, *Les Portalis et l'espace germanophone*, *Revue historique de droits français et étranger*, 2020 n.4, p.555.
  - 2) Lydie Schimséwitsch (Lydie Adolphe), *Portalis et son temps; L'homme, le penseur, le législateur*, thèse pour le doctorat en droit, Paris 1936, p.104. この著者はその後ベルクソン研究に転ずる。
  - 3) わが国で本書についてまとまった形で論及されているのは、ポルタリス『民法典序論』野田良之訳（日本評論社、昭和22年、復刻版が2018年に出ている）の訳者解説「一ポルタリスの人と思想」になるだろう。ただ訳者はその解説の「ことわり」で前注2の学位論文に大きく依拠しており、またポルタリスの本書『哲学的精神』そのものには直接当たっていないことも明記されている。同訳書166頁。

ポルタリス『18世紀のあいだの哲学的精神の使用と誤用』1820年（初版）（石井）

代フランスの二大制度の礎を築いた人物に、ここまでの博識教養があったことである。さらに百科事典的とも言えるべきポルタリスの知性を横断して貫いている「哲学的精神」が、18世紀も終わろうとする時点から、かつ革命の時代状況もあってか、批判的にとらえ返されていることも押さえておくべきであろう。一種、ポルタリスによる哲学の講義を聴講している気分になりながら、背後に見え隠れするポルタリスの問題意識を剔出し、「ポルタリス以前のポルタリス」の知られざる体系的書物が有する知的射程を探ってみたい。

本書の初版が出た1820年は復古王政期であり、基本的に同じページ打ちのものが第2版として1827年<sup>4)</sup>に刊行された。そして第3版が七月王政期の1834年に出版されており、これはGoogle Booksでの閲覧入手が可能である。この第3版は活字のポイントを小さくするなどしてページ数を減じている。また第2版までの誤記がある程度訂正され、さらに綴りが、たとえばavoirの半過去形がavoitと表記されていたのが今日と同じavaitのスペルになるなど現代語化されている。この版は、その後2007年、すなわちポルタリス没後の200年目に、ポルタリス研究の第一人者ドノリオの序文付きで、2巻本を1冊に合本し、第3版の伝記や解説の部分を省略して本文をそっくりそのままプリントして出版された<sup>5)</sup>。2007年版では、従来の第1巻のページ打ちが、省略した部分のページ番号なしで付されているために、112ページ分少なくなっている。また第3版の文法上の微細な間違いなどが本文はそのまま冒頭に正誤表として15箇所挙げられている。19世紀にはこのほか第二帝政期の1858年に「第4版」が出ているようである（筆者未見）<sup>6)</sup>。なおイタリア語訳についての言及が2007年版のドノリオの序文にあり<sup>7)</sup>、これはフレジエが1861年に「哲学的精神がイ

---

4) 筆者（石井）がフランス国立図書館のガリカでダウンロードしたタイトルページでは「1827年」だが、ドノリオは「1828年」出版としている。Joël-Benoît d'Onorio, *Portalis l'esprit des siècles*, Paris 2005, p.352. 初版の国内での所蔵は本学のみのようである。

5) Jean-Étienne-Marie Portalis, *De l'usage et de l'abus de l'esprit philosophique durant le XVIII<sup>e</sup> siècle*, Préface de Joël-Benoît d'Onorio, Paris 2007.

6) Jean-François Niort, *Les Portalis et l'esprit du XIX<sup>e</sup> siècle*, *Droits*, no.42, 2006, p.94.

7) Joël-Benoît d'Onorio, Préface, dans Portalis, *op.cit.*, p.XII.

タリア語で1826年ナポリで出版された」と書いた記述を踏まえたものと思われる<sup>8)</sup>。

## II 書名と2巻34章の構成

まず本書のタイトルを考える手掛かりとして、1834年の第3版冒頭に掲げられている「著者はしがき *Avertissement de l'auteur*」が参考になる（第2版まではないと思われるが、筆者が見つめることができている可能性も捨てきれない）。以下全文訳出する。

### 著者はしがき

「本書のタイトルはわたしのねらいを指し示すものであり、章の配列はわたしのプランがどういうものかをお知らせするものです。本書で意図したことは、ヨーロッパにおける文芸復興以降、人間知性がたどった一種の論理的な歴史を提示することです。

わたしは何らかの特別な哲学のシステムを築きはしないでしょう。そうではなく、あらゆるシステムをくらべて判断する哲学的精神 *esprit philosophique* についてのみ話したいのです。

わたしにたいして、すでに言ったことを繰り返すことがときどきあると非難されるなら、わたしが悲しむのはむしろ、良く考えられたことや良く言われたことについて何か書き忘れてなかっただろうかということだとお答えしましょう。ご寛恕をお願いしたいのはわたしの言い落しだけです。といますのも、わたしの目的は、わが世紀をすばらしいものと誇らしいものとしている、あらゆる良き理念、あらゆる良き方法、あらゆる分野での進歩の一覧を提供することにあるからなのです。

今日の成功の数々を説明しつつも、わたしは逸脱 *écarts* の数々についても隠さないようにしましょう。そしてある点からすると逸脱の根源は成功そのものにあるのです。

---

8) J.-C. Frégier, *Portalis philosophe chrétien ou du véritable esprit philosophique*, Paris 1861, p.455. ローマ中央図書館蔵のイタリア語訳 *Dell'uso e dell'abuso dello spirito filosofico durante il secolo decimottavo* の出版年は1829年である。

ポルタリス『18世紀のあいだの哲学的精神の使用と誤用』1820年（初版）（石井）

わたしが描きたいのはわたしたちが生きている時代状況です。それは歴史のほかのどの時代とも似ておりません。

わたしも数々の不幸を経てきましたが、わたしの原理原則に変更はありません。ですから、わたしは〔アンシャン・レジームの〕誤用状態 *abus* にもどることをすすめることはしないでしょう。ただ、再びそこに引きもどしかねない、あるいは誤用そのもの以上に災いをもたらしかねない〔革命の〕行き過ぎ状態 *excès* に注意をするよう警告するでしょう。

わたしはこれからさまざまな意見を検討していきますが、どなたにも気を悪くしないようにするつもりです。憎しみ、怒りの感情は、痛みをあたえる側の刑になって返ってくるものです。穏やかで寛大な情感は、気分を害された側への報酬と同時に分かち合いたい点でもあります。

わたしは同時代の人に教えを垂れようなどというつもりはさらさらありませんで、ただお役に立てればと願っているだけなのです。たとえうまく有益であることにはならなくても、そう願ったことでいささかなりとも感謝してもらえるかもしれません。』

以上の「著者はしがき」は、本書のタイトルと章立て構成に著者のねらいが込められていることを示し、書名のキーワードである哲学的精神 *esprit philosophique* を、ここでは「あらゆるシステムをくらべて判断するもの」としている。システムは学説体系、教義体系であるが、このことは自体、18世紀ではマイナス価値のニュアンスを帯びることがある<sup>9)</sup>。「哲学的精神」については、1798年版アカデミー・フランセーズの辞書第5版 *philosophique* の項目のなかに *esprit philosophique* があり「明晰の、方法の、そして偏見や感情にとらわれない精神」とし、その例文のひとつに *L'esprit philosophique a paru devenir l'esprit général des Nations de l'Europe* とある。この例文は第4版までには見られず、第6版以降にもない<sup>10)</sup>。ちょうどポルタリスの本書が構想されていたのと同時期の18世紀末の時点で「哲

9) さしあたり拙著『18世紀フランスの法と正義』名古屋大学出版会、1999年、215頁以下参照。

10) アカデミー・フランセーズの辞書についてはそのサイトで確認できる。

学的精神がヨーロッパ諸国民の一般精神になっている」との時代認識が共有されていたことを感じさせましょう。すでに1756年、イタリアの建築家アルガロッチは「哲学的精神は我々の時代にかくも発展し、知識のすべての分野に浸透し、そしてある意味ですべての芸術の検閲官になった」とも述べている<sup>11)</sup>。

ポルタリス自身は、本書冒頭の1章で *esprit philosophique* について説明している。まずこの「哲学的精神」の定義は「自由 *liberté*、探求 *recherche*、解明 *lumière* の精神」とし、それは何も前提せずすべてを見ようとすることであり、秩序だって生み出してきちんと見分けることであり、通説や慣習と独立してものごとをそれに適切な原理でもって評価することであり、一定の結果でとどまることのないことであり、原因に遡って考えることであり、各領域において結果発見のためにあらゆる関連を深め全体を形作る部分をすべて結びつけることであり、人間のさまざまな知識の目的・範囲・限界を示すことであり、さいごにそれを効用・尊厳・完成の高みにまで持ち上げることでありと説いている (p.2-3、以下では本書からの注記は本文内でページ数のみの表記とする)。またポルタリスは「哲学」と「哲学的精神」の違いについて、前者は対象が限定されたものであるのたいし、後者は個々の知識ではなくて知識獲得の方法であって、諸学の比較の結果であることを強調している。そして幾何学でなく幾何学的精神、法律の知識でなく法律の精神のようなものなのだとするのである (p.3)。

ポルタリスは、今の18世紀を哲学の世紀とし、その光の面だけでなく影の面にも留意し、しかもその影は光から生まれているとの認識が書名の「使用と誤用」につながっている。本書のタイトルの邦訳については、ポルタリス『民法典序論』の訳者解説が『一八世紀に於ける哲学的精神の使用と濫用についての試論 *Essai sur l'usage et l'abus de l'esprit philosophique au XVIII<sup>e</sup> siècle*』としているがフランス語原文の表記が厳密には正確でなく、また別の箇所では『一八世紀に於ける哲学精神の使用と濫用』とされてもいる<sup>12)</sup>。上に全訳した「著者はしがき」では *abus* と *excès* が一応区別されていることもあって、「濫用」や「弊害」の訳語は本書最終部では適切で

11) ピーター・ゲイ『自由の科学——ヨーロッパ啓蒙思想の社会史——I』中川久定ほか訳、ミネルヴァ書房、1982年、183-184頁。

12) 野田良之「解説」(ポルタリス前掲訳書所収) 134頁、157頁。

ポルタリス『18世紀のあいだの哲学的精神の使用と誤用』1820年（初版）（石井）

も全体としてはやや強いニュアンスがあり、「著者はしがき」の末尾でのポルタリスの謙遜さとは合致していないように感じ、本稿では「使用と誤用」の訳語を採用した。ただ「使用と誤用」という二つ、さらには *excès* も含めて三つのことばは截然と区別されているのではない点が、ポルタリスの揺らぎを感じさせるが、ここに本書理解のためのひとつの鍵があると考えている。この点、さいごに再度検討することにした。

つぎに本書の章立て構成をみていく。まず34の章の訳とそれぞれの章のページ数がどれくらいあるかを1820年の初版で確認する。章によっては非常に短い章もあれば数十ページを超える章もある。

### 第1巻（1章～20章）

- 1章 哲学的精神全般について、その定義と特徴（本章は全部で3頁、以下数字のみ）
- 2章 どのように哲学的精神はわれわれのところで形成されてきたのか（14）
- 3章 哲学的精神の発達と進歩に有利となった一般的原因について（8）
- 4章 論理思考と自学自習の技法において哲学的精神によってなされた大きな変化について（18）
- 5章 哲学的精神の発達以前の一般物理学の状態、およびその発達以後の自然科学実験科学すべてにおける今日までの進歩一覽（33）
- 6章 哲学的精神と厳密科学との関係について、そして形而上学におけるその結果について（12）
- 7章 ケーニヒスベルク大学教授イマヌエル・カントによって公表された批判哲学システムの検討（27）
- 8章 イマヌエル・カントがそのシステムから自分で演繹する、そして論理の規則にして人間知識の基本原理に変えたいとする諸帰結についての考察（31）
- 9章 形而上学のなかでなされた、自然科学におけるわれわれの発見と進歩の誤用について、そしてこの誤用の最初の結果としての唯物論について（25）
- 10章 無神論について（9）
- 11章 魂の不死性について、そして来るべき生について（12）

資 料

- 12章 神の存在と魂の不死性についての哲学的証拠を提出できることに否定的な著作家たちの意見をどう考えるか？ (8)
- 13章 唯物論の危険に陥ることはないが、唯物論同様、実験科学を形而上学に間違って適用をすることに源泉を有するいくつかの特異なシステムについて (3)
- 14章 哲学的精神は文芸や芸術に異質なのか？ (13)
- 15章 どのようにしてわれわれは美の本質のみなもとに達したのか、そしてどのようにしてわれわれは本質的美と習慣上ないし世評での単純な美とを区別することを学んだのか (30)
- 16章 美術の理論 (16)
- 17章 美術において自然を模倣すべき方法をめぐるいく人かの哲学者の誤った見解 (32)
- 18章 芸術の美においてわれわれの心地よさを感じる原因についてのヘムステルホイスのシステム、そして崇高と美についてのバークのシステム (18)
- 19章 文学が健全な哲学に負っている利点について (30)
- 20章 文芸と美術の衰退の原因について (14)

第2巻 (21章～34章)

- 21章 哲学的精神の歴史学への適用について (42)
- 22章 なぜ近代の哲学者たちは道徳に取り組むのがかなり遅くなったのか、そしてこの重要な学問における哲学者たちの歩みはどうだったのか？ (73)
- 23章 実定的宗教にかんする [近代の<sup>13)</sup>] 哲学者たちのシステムについて (36)
- 24章 熱狂について、狂信について、迷信について (43)
- 25章 どのような基準でもって宗教の選択が導かれるのか (66)
- 26章 どの時代に哲学は法律や政治に適用されたのか、そしてこの適用の良き結果はどのようなものだったのか？ (27)

---

13) 本文のほうを見るとわかるが、目次では「近代の」が落ちている。



ポルタリス『18世紀のあいだの哲学的精神の使用と誤用』1820年（初版）（石井）

- 27章 社会状態に先行し対置される絶対自然状態という仮説について（12）
- 28章 社会契約と主権にかんするいく人かの哲学者たちの学説について（36）
- 29章 自由について、そして平等について（28）
- 30章 所有について（25）
- 31章 刑法について（15）
- 32章 租税について（27）
- 33章 どのような事情によって哲学者たちは政府のなかで力をもつようになったか（26）
- 34章 習俗が間違った哲学システムに、逆に間違った哲学システムが習俗に及ぼす相互的影響について（57）

以上の34の章は、私見ながら、いくつかのグループに分けることができそうである。そもそも哲学が近世以前まで形而上学だけでなく自然科学も含む諸学の根本原理を追求するものであり、対象領域も認識論、存在論、倫理学、美学さらに歴史社会にまで広がっているわけで、本書の章立て構成はポルタリスの考える哲学体系ということになるだろう。その章の順序で分類してみると以下のように区分できるかと思う。

まずパートA（1～3章）が「総論その1」で哲学的精神の定義と歴史が語られ、つぎのパートB（4～6章）では論理学・物理学・形而上学で自然科学も含み、パートC（7～8章）はカントの観念論で観念論的懐疑主義が批判され、パートD（9～13章）は唯物論が哲学的精神の誤用のはじまりとして、神の实在と魂の不死性をめぐる懐疑主義が批判される。パートE（14～20章）は美学・文学が取り扱われている。第2巻に入り、パートF（21～25章）は歴史学・道徳・宗教、パートG（26～32章）は政治・法で、そこでは総則と各則のかたちで論じられ、さいごにパートA'（33～34章）が「総論その2」で哲学的精神の歴史的帰結が革命期の恐怖政治の行き過ぎになるとして厳しく断罪される。

これを踏まえて、次節では全体として「ポルタリス哲学講義」となっている本書を紹介してみたい。

### Ⅲ 内容詳解目次の全訳

この節では「内容詳解目次 Table Analytique」の全訳を通して本書の概略を示しておく。各章の末尾に付した（ ）内の数字は1820年初版と、1834年第3版を基本に編集した2007年版のページ数になる。1827年第2版は初版と同一のページなので、ここでの記載は省略している。ローマ数字のⅠとⅡは巻数である。2007年版の本文は第3版のリプリントなのだが、ページ表記だけは、第1巻がそれまでであった解説等の112ページを除き、ポルタリスの本文だけが収録された関係で、ページの表記上、1834年第3版第1巻のページと「112」ページ分の乖離が生じている。また2007年版は1巻と2巻が合本されているのだが、2007年版の第2巻のページは第1巻からの通しページではなく、1834年第3版第2巻をそのまま使用していて、2007年版の後半部分は1ページから404ページまでとなる。こういう事情で2007年版の目次だけは新たに打ち直されていて、たとえば冒頭第1章の2行目の *esprit philosophie* は *esprit philosophique* であるべきだが、このように新たに誤植を生み出すことにもなっていて残念である。なお詳解目次の項目については1820年初版のページのみを記載している。ページ数の微細な誤植は「→」の記号で訂正しておいた。[ ] は訳出した筆者の補いである。

#### 第1巻

1章 哲学的精神全般について、その定義と特徴 (1820-I-1、2007-I-1)  
実用哲学、思弁哲学 (p.2) 「哲学的精神」は現代に顕著な特徴である、そしてその定義 (p.2) それは哲学とは異なるものである (p.3)

2章 どのように哲学的精神はわれわれのなかで形成されてきたのか  
(1820-I-4、2007-I-4)

われわれの思弁や研究の対象に論理的思考を適用するやり方は新しいものである (p.4) 博識について、そして真の科学について (p.4) ギリシアの支配が崩れたあと博識は多くなったが科学は少なくなった (p.5) 15世紀以前の少数の大学 (p.6) 亡命ギリシア人はわずかに残った知識をわれわれの環境にもどしてくれた (p.6) ギリシア語は古代の貴重な保管庫を

ポルタリス『18世紀のあいだの哲学的精神の使用と誤用』1820年（初版）（石井）

開く（p.6）メディチ家、ニコラス5世、フランソワ1世は科学・文芸・美術を呼び覚まし保護する（p.7）学者や哲学者は普遍的言語をもつべきか（p.7）大論争家のギリシア人たち（p.9）スコラ学者の博士たち（p.9）キリスト教の学校で支配的なアリストテレス（p.10）物理学天文学と聖書の戦い（p.15→11）異端審問について（p.15→11）宗教の真の対象（p.15→12）哲学の先駆者ベーコン（p.12）デカルト、ガッサンディ、彼らのシステムの検討（p.12-）ニュートン（p.16）ベールが批判の規準を定める。ロックがわれわれの時代の思想の生みの親である。ライプニッツがわれわれの知識の境界線を広げる（p.16）

### 3章 哲学的精神の発達と進歩に有利となった一般的原因について

（1820-I-18、2007-I-15）

時代が文筆家の成功に大きく影響する（p.18-）芸術と科学を好むようにさせるため精神における一般的気質の必要性（p.20）哲学の世紀を準備した多くの遠因（p.21）印刷術が知識を倍増させる（p.22）宗教上の議論も人間精神の進歩に寄与する（p.23）イギリスとオランダの両革命が統治の科学を生み出した（p.24）

### 4章 論理的思考と自学自習の技法において哲学的精神によってなされた大きな変化について（1820-I-26、2007-I-21）

良き方法というのは偉大な仕事の結果として出てくる（p.26）諸観念とその起源、「一般的な」諸観念、「個別の」諸観念（p.27）抽象について（p.28）「単純な」諸観念、「初歩の」諸観念（p.29）観察と分析について（p.29）昔の論理学（p.30）たえずわれわれの諸観念を事実と突き合わせてみる必要（p.31）明証性、確実性、推定、証拠について（p.32-）推測について（p.36-）良識について（p.39-）

### 5章 哲学的精神の発達以前の一般物理学の状態、およびその発達以後の自然科学実験科学すべてにおける今日までの進歩一覧（1820-I-44、2007-I-35）

物理学 Physique と形而上学 Métaphysique が哲学者たちの領分にもどる（p.45）ひとつの科学しかない、自然の科学である（p.45）人の精神とい

## 資 料

うものは、それ自身限られているものの、すべてを発見したいと思っている (p.46) 目的因について (p.47) デカルトおよび他の近代哲学者たちの物理学における誤り (p.48-) ニュートンのプリンキピアへ世界から寄せられた敬意 (p.50) この哲学者に帰せられる観察術によってなされた驚異の数々 (p.51) 観察術だけが発見に通じうる (p.52) すべてを定義しうるという馬鹿げた主張 (p.54) 一般に定義は不完全さを伴う (p.54) 物理学における定義について (p.55) 二次原因について (p.56) 物理学における進歩は学者の協会団体に帰せられる (p.57) 近代ヨーロッパにおけるもっとも著名な天文学者、幾何学者、植物学者、博物学者、鉱物学者 (p.57-58) さまざまな国の産物のコレクション保管庫 (p.59) 動物学の完成 (p.60) 新しい化学 (p.61) 医学における重要な革新、サンクトリウス、ハーヴェイ等の研究 (p.61) 著作で卓越した医師たち (p.62) 諸科学 (p.62) 改良された解剖学 (p.63) 外科学 (p.63) 機械工学 (p.64) 築城術、工学 (p.65) 獣医術、薬学 (p.67) 農学の著作 (p.68) 電気、気球 (p.70) 絶対的な疑いも盲目的な信頼も避けること (p.71) 記憶の負担軽減のために物事を分類する必要 (p.73) あらゆる物事の細部と全体を見極めうる前に何事も一般化しないこと (p.74) 事実のあいだで結びつくもの、離れるもの (p.74) われわれの諸観念の結びつきは事実の結びつきであるべきこと (p.75)

## 6章 哲学的精神と厳密科学との関係について、そして形而上学におけるその結果について (1820-I-77、2007-I-61)

哲学的精神は厳密科学に多くを負っている (p.77)、その逆もまたしかり (p.78) 形而上学について (p.79) それはどのように培われてきたのか (p.79) 形而上学に適用される観察と経験について (p.80-) 形而上学をわかりにくくしているもの (p.82) デカルトとライプニッツの仮説 (p.83) 魂と身体の結合について (p.84) 人間知性の活動 (p.85) 諸観念の比較について (p.86) 真理について、誤りについて (p.87) われわれの感覚について (p.87) われわれの諸観念はわれわれの感覚とともに増加する (p.88)

ポルタリス『18世紀のあいだの哲学的精神の使用と誤用』1820年（初版）（石井）

## 7章 ケーニヒスベルク大学教授イマヌエル・カントによって公表された 批判哲学システムの検討（1820-I-89、2007-I-71）

いく人かのドイツ人は彼ら以前に形而上学などなかったと言い張った（p.89）カント（p.90）彼が「純粹概念」および「アプリアリナ」観念と呼ぶところのもの（p.90）その検討（p.91）カント言うところの人間の知性を構成するもの、彼のシステムに対する論駁（p.94-）そこではすべてが絶対なのだから、すべては間違ふことになる（p.111）

## 8章 イマヌエル・カントがそのシステムから自分で演繹する、そして論理の規則にして人間知識の基本原理に変えたいとする諸帰結についての考察（1820-I-116、2007-I-92）

カントによって彼自身のシステムから引き出された危うさ（p.116）「諸原理」「基本的諸観念」ということばで何を理解すべきか（p.117）このドイツの哲学者は一般的諸観念を個別の対象に結び合わせる間違いをしている（p.119）「アプリアリナ」観念に対する新たな論駁（p.119）ジンテーゼはカントの超越論的論理学の好むやり方である（p.121）分析の必要性（p.122）分析とジンテーゼにかんするカントの推論の欠点（p.123-）論理学は他のあらゆる科学以上に「アプリアリに」科学というものではない（p.127）諸事実はわれわれの知識の本当の素材である（p.127）カントのシステムは人的な確実性の土台をひっくり返すことになる（p.129-）

## 9章 形而上学のなかでなされた、自然科学におけるわれわれの発見と進歩の誤用について、そしてこの誤用の最初の結果としての唯物論について（1820-I-147、2007-I-117）

近代の哲学者たちはすべてを宇宙のメカニズムと関連づけようとする（p.147）物理学における今日の進歩は多くの誤りを治癒した（p.148）物質を研究すべきところ、われわれができたのは物質を再確認することだけで終わった（p.149）唯物論について（p.149）スピノザと彼のシステムについて（p.150）ボッシュエ [本文でわかるがボネの間違いで第3版で訂正されている] と彼の作品について（p.151）ラ・メトリ、エルヴェシウス、ディドロなどなど（p.152）唯物論に対する論駁（p.154-） [機械ならざる] 人間には一にして不可分の原理が実在しており、これを肉体と混同しえな

## 資 料

い (p.161) 獣の魂について (p.162) 魂と肉体の合一 (p.164) 論理的思考と感覚との大きな隔たり (p.164) 意思について、そして自由について (p.165-) 存在について、そして道徳秩序について (p.168) 人の道徳的力 (p.170)

### 10章 無神論について (1820-I-172、2007-I-136)

唯物論者たちの間違った推論が無神論に通じていく (p.172) 彼らの誤りに対する論駁 (p.173-) 至高の知性について (p.178) 自然は神を明示しており、そして神は自然を説明する (p.179)

### 11章 魂の不死性について、そして来るべき生について (1820-I-181、2007-I-143)

魂の不死性という教義は、神が実在するという教義から来るものである (p.181) 人の道徳的知的生 (p.182) 魂の不死性への反論に対する論駁 (p.183) 物質界と道徳界について (p.184) 意識について (p.186) われわれの心には完成可能性の印とともに魂の不死性の印が刻まれている (p.188) 魂の不死性を否定すること、それはわれわれの神とのあらゆるかわりを破壊することである (p.190) 神はあまりに偉大でわれわれに構ってられないなどと主張する人たちに反論するのは無駄である (p.190) 世界を支配している無秩序から引き出される異論 (p.190)

### 12章 神の実在と魂の不死性についての哲学的証拠を提出できることに否定的な著作家たちの意見をどう考えるべきか? (1820-I-193、2007-I-152)

神の実在と魂の精神性不死性の真理は、厳密な意味での証拠によって確認された哲学的真実である (p.194) デカルトはどのような方法で神の実在を証明したか (p.195) フェヌロンは感覚的かつ抽象的証拠によってそれを証明した (p.196) 推論を経験に服せしめることは推論を放棄することではない (p.196) 世界によって証明され知らされた神 (p.197)

ポルタリス『18世紀のあいだの哲学的精神の使用と誤用』1820年（初版）（石井）

### 13章 唯物論の危険に陥ることはないが、唯物論同様、実験科学を形而上学に間違っ適用をすることに源泉を有するいくつかの特異なシステムについて（1820-I-201、2007-I-157）

道徳の力や才能が計算に服せしめられてきた（p.201） 人相についてのラヴァターの憶測（p.201） 彼のシステムの検討（p.202）

### 14章 哲学的精神は文芸や芸術にとって無関係なものなのか？（1820-I-204、2007-I-160）

文芸や美術は一般的に諸科学と哲学とに先立つ（p.204） 生まれつつある哲学の初期の努力がルイ14世の美しい世紀を準備する（p.205） 哲学はいつも多かれ少なかれ美術と文芸と同時代的なものである（p.206） ラシーヌ、モリエール、ボワローがフランスで輝いているとき、正義と観察の精神がすでに大きな進歩をしていた（p.208） 哲学をもたない国民のところでは、文芸や美術はけっして花開くことはあるまい（p.209） 考える術と話す術とは雄弁のなかで分離されえない（p.209） 諸言語、諸観念、諸習俗において変化が起こったのは観察し推論することをはじめたときでしかない（p.211） 社交の精神について（p.211） 良き趣味の進歩は理性の進歩に従う（p.212） 哲学的精神に対してなされる非難（p.212） これら異論の検討と論駁（p.212-） 徳と真実の利益のなかで文芸と美術とを育成しなければならぬ（p.216）

### 15章 どのようにしてわれわれは本質的美のみなもに達したのか、そしてどのようにしてわれわれは本質的美と習慣上ないし世評での単純な美とを区別することを学んだのか（1820-I-217、2007-I-170）

どのような条件を留保して美の源泉に遡るべきか（p.217） 実在の美について（p.218） 美はどこにあるのか？ その特徴はどのようなものか？ それは何から構成されているのか？ これらの問いへの回答（p.218-） 美しき自然について（p.220） 趣味 *goût* について（p.221） 感情について（p.222） 美なるものは真なるものと同じように恣意的ということはない（p.223） 美しき自然の模倣について（p.224） 趣味の諸原理はどこから来るのか（p.225） 美術は感覚に、または想像に語りかける（p.225-） 模倣における真実について（p.227） 文学者たちと芸術家たちは教養がなければなら

ない (p.229) まずい導かれ方の感性について (p.230) 根本的な美について (p.231) 普遍的な美について (p.232) 「良きもの」とは「実践される美」しかない (p.232) 趣味は風土、習俗、宗教等に左右される (p.233) ささまざまなジャンルの作品における良き趣味の諸規準 (p.233-) 音楽の分野でのよろこばしい変化への哲学の影響 (p.238) この芸術においてわれわれの進歩が遅い諸原因 (p.239-) 習慣上またはしきたり上の美について (p.243) 精神を揺さぶり心を動かされるものすべてに対する女性たちの特別な趣味 (p.244) 個人の趣味に影響を及ぼす諸原因 (p.244) 一般的な趣味 (p.245)

## 16章 美術の理論 (1820-I-247、2007-I-193)

感情の分析における哲学の誤用 (p.247) ヴィンケルマン、レッシング、デュボス師その他 (p.248) 科学においてと同様芸術においても、原理は事実に支えられていなければならない (p.249) 美術におけるオーダーについて (p.250-) 物的な美しさの表現 (p.253) 人の美しさ (p.254) 道徳的対象も絵画や彫刻に無縁ではない (p.255) 詩人と画家との並行関係 (p.256) 建築について (p.258-) われわれの魂に及ぼす音の力 (p.260) 音楽は他の芸術を必要とする (p.261) 歌詞はその自然な連れである (p.262)

## 17章 美術において自然を模倣すべきやり方をめぐっての、いく人かの哲学者たちによる誤った見解 (1820-I-263、2007-I-206)

どこまで模倣は広げるべきか (p.263) 描写の芸術について (p.263) 芸術の役目はわれわれを喜ばすことであってだますことではない (p.265) 絵画と彫刻の違い (p.265-) 悲劇に用いられる詩について (p.268) 「傍白」と独白について (p.269) オペラを非難する大仰な哲学風の演説、われわれのドラマや悲劇においても社会事業のビジネスに支配的な嫌悪すべき無秩序を模倣すべきか (p.271) [古典主義劇作原理の] 時、所、動きの一致について (p.274) ドラマについて (p.277) このジャンルの構成についての検討 (p.278-) 恐ろしい、醜い、不格好なものから切り離された絵画は教育の有用な目的になりうる (p.280) 類似のメリットだけでは十分ではなく、選択するメリットがあるべき (p.281) 詩人は美しさより醜さの描写においてより慎重であるべき (p.282) 道徳的な美しさと醜悪さ



ポルタリス『18世紀のあいだの哲学的精神の使用と誤用』1820年（初版）（石井）

(p.284) スミスの『道徳感情論』(p.285) それぞれの感情あるいは情熱を別々に判断すべきではない (p.287) 演劇での苦痛や叫びの表現について (p.288) 悪徳、陰謀、大罪は悲劇に必要な要素である (p.289) 美しき自然を模倣することにおける魅力と美しさのさまざまなオーダー (p.291) われわれのなかに繰り広げられるさまざまな印象のなかで、一方で、印象を生み出すことになる対象そのものに内在することと、他方で、これらの対象を認識識別できるように自然が用意してくれた手段の範囲や弱点にのみかかわることとを区別しなくてはならない (p.293)

## 18章 芸術の美においてわれわれの心地よさを感じる原因についてのヘムステルホイスのシステム、そして崇高と美についてのパークのシステム (1820-I-295、2007-I-230)

ヘムステルホイスのシステムの検討 (p.295-) パークのシステム (p.298-) どの点で優美さは美しさと異なるのか (p.301) 美は崇高さの基礎をなすものでなければならない (p.301) 崇高さはわれわれを大きく立たせるために作られる (p.304) テリーブル(凄まじさ)は悲劇に固有のもの (p.305) あらゆるジャンルにおいて崇高は美の頂きである (p.307) それは精神、想像あるいは心に語りかけるどんなものからも排除されえないだろう (p.308) それは優美さと両立可能である (p.310)

## 19章 文学が健全な哲学に負っている利点について (1820-I-313、2007-I-244)

諸科学と哲学は美術すべてにすぐれた素材を提供してきた (p.313) あらゆる民族における言語の完成について (p.315) 語の用法には健全な哲学の導きが必要である (p.320) 文法の増加は危険 (p.323) フランスにおいて哲学は間違った美辞麗句の進行に歯止めをかけた (p.324) 哲学的精神はあらゆるジャンルに道徳的目標をあたえた (p.327) あらゆるジャンルの著名な作家たちには人ともものについての深い知識があった (p.330) 趣味を規制し導くのは判断である (p.332) 哲学はわれわれに、天才の筆によってあらゆる言語が同一の観念を等しく適切に表現していることを説いた (p.335) 哲学的精神は翻訳において従われるべき基本的ルールを発見し公表した (p.337) 古代のもっとも美しい作品がさまざまな言語に翻訳される (p.339) 古代人と近代人との並行比較 (p.341)

20章 文芸と美術の衰退の原因について (1820-I-343、2007-I-268)

哲学者たちは芸術そのものに対してその衰退を非難する (p.344) 文学者と芸術家たちは逆に衰退は哲学のせいだとする (p.344) この衰退の諸原因の検討 (p.345) 「強い精神」であることを示さんがための感情はついにほとんど顔を赤らしめるほどにまでなる (p.353) 文芸と美術が栄えることができるのは理性的国民のうちでというわけではない (p.353) 哲学の誤用で国語が乱された (p.354) 各人が非公式言語を作った (p.354) あらゆる無秩序で最悪なのは教育の軽視である (p.355)

第2巻

21章 哲学的精神の歴史学への適用について (1820-II-1、2007-II-1)

歴史を研究し、書き、読むやり方がある程度完璧なまでに達しうするためには、哲学のなかで大きな進歩がなされたはずである (p.1) 証言に付け加えるべき多少とも大きな信仰の度合いはどのようなものか (p.2) スカリジェル [1540-1609 フランスの古典学者で年代学の創始者] たち、ペトたち、シルモンドたちその他の苦心の、しかし十分ではない仕事 (p.2) ベールは、歴史的事実の科学において、過度の懐疑論をもつ (p.3) 証言の重さが測られる規準 (p.3) 口頭の証言 (p.3) ギリシア人による征服以前のエジプトやオリエントの古代史の大部分の不確実性 (p.4) 不完全な記憶は中世の歴史には漠とした情報しかあたえてくれない (p.5) 古代史にかんするフォントネルの見解、賢明な省察 (p.5) 歴史的事実が確実かどうかは、著述家がその同時代の人であり、かつ彼の性格が信頼できるときに、確実と推測される (p.6) 「不条理」について、「不可思議」について、「異常」について、「本当らしさ」について (p.6) 事実をよく判断できるのは、その事実が起こった時代に遡ることによってでしかない (p.8) 事実を各国民の特性と結びつけなくてはならない (p.8) 行為はそれぞれ、彼の歴史が書かれるその個人の生涯全体と突き合わせなくてはならない (p.9) 事実を伝える証人を検討すること (p.10) 証人は舞台上の演者のようなものなのか (p.11) 著述家が自分固有の歴史を書いた場合にどう判断するか (p.12) トゥールのグレゴワール (p.13) 歴史家のなかには、悪意の解釈によって、描くものを貶めている場合がある (p.13) フルリ師、ラシーヌ師 (p.13) 法廷における証人を吟味するように歴史家を調べな

くてはならない（p.14） 哲学的精神は歴史の「真実」を「本当らしさ」から、さらにその「本当らしさ」を「想像を絶する」や「偽り」から見分けることに役立つ（p.15） 歴史学の目指すことはわれわれの行動を正すこと（p.15） 君主たちを裁くこと（p.16） それは近代の歴史家たちに達成されることはまれだった（p.16） 歴史学の大きな利点は、事実を完全なかたちで示すこと、つまり事実のはじまりとそのつづきを同時に見ることが点にある（p.18） 歴史学には三種あり、まず個人の生涯を描く伝記、つぎにさまざまな国や国民の年代記、さいごに一世紀ないし数世紀にわたる世界年代記である（p.19） 編纂者たち（p.20） 哲学的精神は三種の歴史学のそれぞれに固有の有用性と特徴を割り振る（p.20） 聖王ルイ伝の作者ジョワンヴィル（p.22） できの悪い歴史家のレイナル（p.22） 「人物描写なしに描くことのできた」ヴェルト（p.22） まったくの困難な時期とか、あるいはいくらか大きな発見のあとでも正しい判断のできる歴史家がいた（p.23） 絶対的な政府の下に歴史家はいない（p.24） ロラン、ボシュエ、ヒューム、ダニエル、メズレー、デュボス、ヴェリ、ヴィラレそしてガルニエ（p.24） エノー、マブリ、ヴォルテール、デュクロ、アンクティル、モンテスキュー（p.25） モンテスキューのルイ11世の歴史は不注意で焼失（p.25） 歴史家と判断されるヴォルテールとギボン（p.26） 背教者ユリアヌス（p.27） 歴史学では今日、一般的な格率を立ててつぎに事実をアレンジしていく（p.27） いく人かの哲学者はその格率を土台と見なして、その上にもっとも恣意的システムを打ち立てることを可能にしている（p.28） カントはこの欠点に陥った（p.28） カントに対する論駁（p.30） 歴史学においては、人間の認知された行動を観察することに限定すべきで、いわゆる隠れた動機を探そうとすべきではない（p.31） ドイツの歴史家たち、シュミット、ピュッター、ハインリクス（p.32） スウェーデンの歴史家たち、スピットラー、シラー、ヘス（p.33） ヘゲウイシュ（p.34） 歴史を編むために哲学的精神がこれ以上必要とされたことはなかった（p.34） モンテーニュは個人の生涯しか重視しなかったが、この考えを誇張すべきではない（p.35） 個人のなかに集団を、また逆に集団から個人を研究すること（p.35） 哲学は国王君主たちの生涯に限定することなく、さらに行政官たち、文人たち、その他才能と徳によってすぐれた人たちの生涯も取り上げるべき（p.36） ミドルトン、フレシエ、

ラリー・トランドル、フェリビアンなど (p.36) フォントネル、ダランベールそしてトマの経歴は称賛に包まれた (p.37) 個人の生涯が編まれるべき規準を哲学は立てた (p.37) 哲学はまた読者にも有益な規準を立てた (p.38) 一般史は、個人の生涯の歴史には見られぬような一覧、結果、格率を提供するのに必要である (p.39)

## 22章 なぜ近代の哲学者たちはかなり遅くなってからしか道徳に取り組み なかったのか、そしてこの重要な学問における哲学者たちの歩みは どうだったのか？ (1820-II-43、2007-II-35)

古代の人びとは道徳の研究にとくに打ち込んでいた (p.43) キリスト教設立以降、道徳教育は司牧者の排他的使命であった (p.45 → 44) ギリシアとラテンの神父たちが説いた風紀の規準 (p.45) スコラ哲学者たち (p.45) ニコル、ボシュエそしてフェヌロン (p.45) 社会の真実をまるごと教会聖職者たちの教育に服せしめることの不都合 (p.46) 自然法の明証性を、キリスト教の宗教的真実を示す証拠に依存させすぎることの不都合 (p.46) キリスト教以外のあれこれの実定的宗教と独立に、自然と理性に基礎を置く道徳の有用性 (p.46) 道徳の本質はあらゆる国民に共通している (p.47) 古代の人びとは道徳を感情の上に基礎づけていた一方、近代の著述家の大部分はその源泉を抽象概念にのみ探し求めた (p.49) 哲学の間違ったシステムを哲学的精神のせいにはならない (p.49) 本当のルートからのこの逸脱のいくつかの原因 (p.50-) しかしながらわれわれの世紀は最良の時代にふさわしいモラリストを輩出した (p.52) それは「自然道徳」である (p.52) この自然道徳の存在に異論を唱える人々に対する論駁 (p.53-) 道徳の真の諸原理に遡るために、感覚的で知的でかつ自由な存在の資質を知り定める必要性 (p.58) われわれの道徳の諸原理を、仮説のなかにはなく、事物のなかを探すこと (p.59) 本能について (p.60) 人間は自然法 *lois naturelles* を知りながらも、いつも従うわけではない (p.61) 道徳の基礎のために不明瞭な本能しかあたえない危険から引き出される異論に対しての論駁 (p.61-) 「啓示」と「知識」、「信仰」と「信念」のことば (p.63) 感覚と理性に問うべきである (p.65) カントの「純粋理性」への批判 (p.66-) 第一の真理の特徴はだれにでもわかるということである (p.68) ラインホルト氏のシステムに対する論

駁（p.70） 哲学は知識を獲得するために全力を用いる賢明な方法である（p.70） すべてを理性で説明しうるなどということはありません（p.71） 道徳におけるわれわれの本当の尺度は感覚である（p.72） 道徳のさまざまな源泉を探すのに人はあまりにシステムの精神に頼りすぎた（p.73-） 道徳の基礎を探すべきは人の能力のなか、そしてその関わりのなかにおいてである（p.81） 人の「自我」について（p.82） 永久法あるいは道徳の保管庫は、われわれの神との、人間との、われわれ自身との関係のなかにある（p.83-） 道徳的善の源泉には一般効用原理以外の原理がある（p.90） 道徳は神の实在および魂の不死性の教義と独立していると主張する哲学者たちに対する論駁（p.91） 道徳は教育の果実でも政治の結果でもない〔逆に道徳が政治の土台であり、教育の目標である〕（p.94） 人間は自足するということではできないのであって、宗教は人間にとって政治〔社会〕と同じくらい、またそれ以上必要なのだ（p.99） 宗教は社交性のように本能的なものだ（p.99） 神の实在を認めるか認めないかは道徳に無関係なものではない（p.101） 知的で自由な存在が道徳的に服従する関係をもちうるのは知的に上位の存在に対してだけである（p.102） 神の实在の教義はわれわれの尊厳に反するものではない（p.103） 有徳であり、かつ無神論であることが可能なのだろうか（p.103） もし哲学が道徳にとって有用でありたいのなら、哲学は宗教と離れてはならない（p.103） 哲学が、道徳に属する事象を取り上げ検討することは禁じられていない（p.105） われわれの能力で推論された知識は、道徳の全分野に多大な光を広げることになった（p.106） 公的有用性は空虚な抽象的ことがらではない（p.108） 個人の利益について（p.109） 共通善のはじまりはどのようなものなのか（p.109） キリスト教は、拡大をしながら、信者間の関係を築いた（p.111） 哲学は万民法を道徳にもどさせた（p.112） テレンティウス〔前2世紀ローマの詩人〕の美しい詩「わたしは人間だ、人はみなわたしにとって友人だ」の発展（p.112） 習俗は部分的に啓蒙文明が影響をあたえたものだ（p.113） 道徳は、よく知られよく発展させられて、人間社会全般をカバーする（p.114） 〔したがって〕神と人間と社会とを結び合わせていない教義はすべて間違っている（p.114）

23章 実定的宗教にかんする [近代の] 哲学者たちのシステムについて  
(1820-II-116、2007-II-93)

ヒュームは、哲学者というのは彼の時代の宗教を信じていなかったという主張が信じられすぎていると反論する (p.116) この数世紀ヨーロッパの誇りとなった人びとの信仰は習慣上のものではなかった (p.116) 啓蒙思想 *lumières* は宗教的信仰と両立できないというわけではない (p.117) ラ・メトリの間違った意見 (p.118) 実定的宗教の領域での哲学の誤用 (p.118) 無神論者たち、理神論者たち、有神論者たち (p.119) これら三種の哲学者たちの検討 (p.120) 「啓示」ということで理解されるべきこと (p.121) 理性と啓示はともに歩むことが可能 (p.123) 啓示への異論に対する論駁 (p.124-) 啓示を神的なものとして認可するためには強い証拠がなければならない (p.127) 自分をわかってもらうために、ことば、筆記、事実を用いることは神の偉大さと合致する (p.128) 宗教的事業において理性に問うこと (p.129) 「人間の手段」について (p.130) 直接的な啓示の理念は、まず非常にシンプルに見えるが、人が思っている以上に組み合わせさせたものになっている (p.132) 諸科学のためにひとつの哲学、そして宗教のためにもうひとつの哲学があるべきではない (p.133-) 「道徳的 *morale*」真実と「幾何学的」真実のあいだに違いがあるとすれば、この違いは「道徳的」真実に有利になる (p.136) 純然たる事実の真実を探ること (p.136) 事実はいつ議論の余地がなくなるのか (p.138) 疑り深い人たちは哲学を誤用しているので、いく人かの敬虔な人たちは、宗教分野での事実と感覚的証拠の検討に際して、哲学を全面的にしりぞけるのである (p.140) 「神的」「自然的」「超自然的」という語の誤用 (p.141-) 宗教の分野において、神と人間は両端にあって、そのあいだの関係を見出すことが重要である (p.145) 偽の宗教がいっぱいあるので、本物を見極めるべきだ (p.145) 人間は生まれながらに宗教的であるので、政治もいたるところで宗教と結びついた (p.146) 理にかなった人が、それに基づけば、ある宗教が神的か否かを納得できるような規準となる原理 (p.147-)

24章 熱狂について、狂信について、迷信について (1820-II-152、2007-II-121)

近代の哲学者たちによる「熱狂」「狂信」「迷信」ということばの誤用 (p.152)

宗教は人びとに社会を忘れさせるために神を説きすすめるのではない（p.158）われわれが有徳たるためには思弁哲学以外のものがなくてはならない（p.158）教義なき道徳は「裁判なき正義」のようなものでしかなかろう（p.159）人定法も自然道徳も宗教に取って代わることは決してできないだろう（p.160）自然道徳にそれにふさわしい普遍性の性格を保証するのは宗教的精神にのみ属することである（p.160）宗教的な儀式儀礼の必要性（p.161）安定した何かがあるとすれば、それは宗教のきずなで結びついた人びとのあいだでのことではないのか（p.162）儀式の道徳に対する関係は、記号の観念に対する関係である（p.162）「神なき人びと *hommes sans Dieu*」という宗派（p.163）哲学者は道徳において宗教的儀礼の有用性をとくに認めなければならない（p.164）この点にかんするフランクリンの原理原則（p.165）宗教の戒律はたんなる個人の助言よりも力がある（p.167）道徳はただ良く考えることだけでなく、良く実行することにある（p.167）神に向けられる祈りについて。ルソーによって述べられているその利点（p.168）観念にとって秩序が必要なように、行為にとっても規律が必要である（p.169）不信心さらには無神論でさえ、迷信や狂信よりもむしろとする異論への回答（p.170）偏見や迷信はもっぱら宗教思想にかかわるわけではない（p.171）宗教上の偏見、国家の偏見、社会の偏見、時代の偏見（p.173）哲学者たちもまた「民衆」であって、しばしば民衆以上にそうなのだ（p.174）さまざまな機会において、哲学者たちは民衆の論理以外の理屈を持ち合わせていない（p.176）民衆と哲学者たちとの並行関係（p.177）人は哲学を誤用することがあるように、宗教を誤用することがありうる（p.177）人間は宗教をまったくもたないことより、宗教を誤用することがときどきあるほうが良いのではないかとする問の検討（p.178）人間社会はそれを動かす原動力のひとつさえあれば回っていけると考える哲学者たちの誤り（p.181）演劇をめぐるルソーとダランベールとの論争（p.181）宗教が魂に及ぼすすばらしい力（p.182）宗教の影響にかんする哲学者たちの無定見（p.182）一般的に、人びとは迷信的にならないよう、信じやすくないよう、気がふれないようにするため宗教的である必要があるのだ（p.183）実定的宗教は間違っただけの激流に抗してわれわれを唯一守ることのできる柵である（p.184）哲学の間違ったシステムと宗教の間違ったシステムとのあいだではかりにかけ

ることではないのであって、宗教的精神は民衆同様、哲学者たちにも必要である (p.185) 宗教的制度を恣意的に改善したいとの願望は事物の本性に反する (p.185) 宗教的人間はその信仰において教条主義的であるはずだ (p.186) 懐疑論の教条主義は人間を反抗的で、うぬぼれ強く、人を見下し、利己的にする (p.187) 懐疑論者たちの寛容について (p.187) 宗教は結びつけ、懐疑論は孤立させる (p.188) 宗教的狂信にはいく分なりとも偉大さと崇高さがあるが、無神論的狂信は魂の品位をおとしめ偏狭にする (p.189) 哲学的静寂主義について (p.190-) 哲学者たちは事実を侮る分、彼らの良識の光を消している (p.192) 人びとの心にある宗教心をすべて消したほうがいいのは現下の状況においてだからなのか (p.193) 不寛容、迷信そして狂信が復活するのを見る恐怖は杞憂というものである (p.193)

## 25章 どのような基準でもって宗教の選択が導かれるのか (1820-II-195、2007-II-155)

ある宗教が本物か偽物かを見分ける方法 (p.195) 宗教上の教義の良さと秀逸さを判定するのはとくに心によってでしかない (p.197) 神と人間との関係をより広く発展させる宗教に人は決めるべき (p.197) 教義、儀式そして道徳は分かちがたく結び合わせられなければならない (p.197) 真実のみ、まったくそれだけを常に教えるようにしている宗教の神的特徴を認める必要性 (p.198) 啓示道徳は普遍性の内在する特徴をもっていなければならない (p.199) 神がわれわれに絶えず、われわれのすべての行為のはじまりと終わり *le principe et la fin* として提供される宗教は神的なものと信じなければならない (p.199) 教義と道徳との関係を検討する必要性 (p.200) 信仰 *culte* が構成される儀礼をどのように評価すべきか (p.201) キリスト教の教義と信仰の検討 (p.201) キリスト教は、もっとも健全な哲学が語りうるように語る。この主張を裏付けるものとして、4人の福音書家や他のキリストの使徒からの引用、そしてキリスト教全体のすばらしいエコノミーの論述が聖書に依拠して展開される (p.202-) 真の宗教は可能な限り最高度の古代性を有しなくてはならない (p.237) 日常の事実と宗教的事実のあいだの大きな差異 (p.238) アルドゥアンとクール・ド・ジュブランの誤り (p.239-) 宗教の研究において、当てにならない類推を追うあまり事実を見捨ててはならない (p.242) 哲学者は啓示の支えと



なっている預言や奇跡を忌避すべきではない（p.243） 預言の特徴（p.244） 奇跡について（p.245） 殉教者について、偽りの殉教者は数においても質においても本物の殉教者よりもかなり劣る（p.245） 説得の甘さによって樹立された信仰に有利な偏見（p.246） 神的な宗教はそのもっとも忠実な僕に神的な影響を及ぼすにちがいない（p.246） ある宗教がその祭司職において、その根本の規律において、何らかの重大な変化を被っていないかどうか、あるいは何らかの「哲学的原理」の発見に巻き込まれていないかどうかを確かめることが重要である（p.247） これらのさまざまな確認の際に従うべき賢明な規準（p.247-） ある宗教と別の宗教、双方の儀式の寓意を求めすぎたり、語源を探しすぎたり、言わば類推をしすぎること（p.250） ある宗教の教義の真実性を判断すべきは、その宗教がその存在を示すために用いるしるしによってではなく、しるしに結びつけられた精神的感覚によるべきである（p.251） 宗教の教義を哲学の原理と突き合わせる際に、理性を超えてしかいないものをすべて理性に反すると見なさないようによく注意すべきである（p.252） 懐疑論者と信じやすい人間との差異（p.252） あらゆる啓示を拒絶せんとする哲学者たちの執着、そして別の哲学者たちはこの探求に無関心、どちらの態度も哲学的とはほとんど言えない（p.254） 神的な啓示の事実および確実性は検証が容易である（p.254-） 世代ごとに各人にとっての奇跡を求めることは哲学的とはほとんど言えない（p.256） 事実と良き格率はみんなにわかる（p.257） 真実であるものしか認めるべきではないが、しかしそれについて教えられることから開始するべきである（p.258） 事実を軽視する哲学者は高慢な貧者だ（p.259） 啓示においてすべては漠としているわけではない（p.259） 神がわれわれに顕現されるために選ばれた道すべてで神を探さないようにするために、哲学者である必要はほとんどなかろう（p.260）

26章 どの時代に哲学は法律や政治に適用されたのか、そしてこの適用の良き結果はどのようなものだったのか？（1820-II-261、2007-II-207） 昔の法律のカオス状態（p.261） 政治は哲学者たちが取り組んだ思索対象のさいごのひとつであった（p.262） 公的理性の発祥の地ドイツ（p.262） 国家にかんする格率はすべて危機の時代に定められてきた（p.263） 古代と近代の法学者 *légiste* たちが述べてきた見解に違いはほとんどない

(p.263-) 立法 *législation* の科学は、社会の必要とうまく組み合わせられて人権に通暁することである (p.267) 粗暴な征服民族は敗者の民族にその慣行を認めたので、そこから同一の帝国内におびただしい多様な慣習が見られることになった (p.267) 封建政体の諸原因、その性質、その帰結 (p.269 → 268) ボダンの『国家論』からモンテスキューの『法の精神』までの少数の政治的著述 (p.269) フランスに民法 *droit civil* はなかった (p.269) フランスの刑事訴訟の厳しさ (p.272) イギリスでは、民法は非常に不備であったが、刑事訴訟はより上手に組み合わせられていた (p.273) 決闘裁判が英国では 1817 年に申請されていた [ポルタリス子による付記] (p.273) 商法と行政法は、フランスでは、民刑事法の判例ほど揺籃期にあったというわけではない (p.274) イギリスの国会の毎年の議論はヨーロッパのための公法講義のようなものである (p.276 → 275) 人びとの結合集結は頻繁となり一般精神に影響を及ぼす (p.276) モンテスキューに対して下される判断 (p.276-) モンテスキューが、カトリックの宗教は君主国で維持されていて、プロテスタントの宗教の行き先は自由な国に逃れると主張しているのは間違っている (p.279) モンテスキューは風土の影響を過大視している (p.281) ダランベールは彼の作品『法の精神』を見事に分析してみせた (p.282) モンテスキューは政治学と法律学におけるひとつの大革命をなしている (p.283) ルイ 16 世の慈しみ深い治世の下であらゆるジャンルの良きことが可能になった (p.283) 地方の行政について (p.284) 道路賦役の廃止 (p.285) 民刑事法にもたらされた哲学的精神、プロテスタントの境遇の改善 (p.285) フリードリヒ大王はコード・シヴィル [プロイセン一般ラント法典案のこと] を出版 (p.286) ヨロッパのほぼすべての国で刑罰が緩和されている (p.286)

## 27 章 社会状態に先行し対置される絶対自然状態という仮説について

(1820-II-288、2007-II-228)

いく人かの哲学者たちは絶対的な自然状態なるものを勝手に想定したが、それは多くの誤りの原因となった (p.288) この自然状態はどういうものなのか (p.288) それは仮説としてしか語れない (p.289) いかなる人民も社会状態を離れて自然状態にもどったりしなかった (p.290) 社会状態は自然そのものから直接出てくる作品である (p.290) 社会状態は人間の

ポルタリス『18世紀のあいだの哲学的精神の使用と誤用』1820年（初版）（石井）

本性 nature に合致している（p.290） [社会状態の] 市民としての人 homme civil は、自然状態の人 homme naturel の発展形態でしかない（p.291） 野生状態 état sauvage は世界の幼年期でしかない（p.292） 現代の進歩発見はすべて自然のなかにあったのであり、それは芽がすべて地中にあるようなものだ（p.293） 文明化する前の人間はエネルギーもあるが、それ以上に粗野である（p.294） 森のなかをさまよう人について（p.294-） 市民としての人とは退化した存在ではない（p.295） 社交の精神がぜいたくを生み出し快樂と富を渴望させるにしても、それは人間本性の有するあらゆる暴力の感情に歯止めをかけたのである（p.296） 文明化は諸国民にとって、あたかも個人にとっての良き教育のようなものだ（p.296） 人間は、文明化することで墮落するどころか、逆に完全になっていったのである（p.297-） 文明の諸制度に反対する演説の源泉にあるのは、われわれがいわゆる自然状態から出てきたという間違った考えである（p.299）

## 28章 社会契約と主権にかんするいく人かの哲学者たちの学説について (1820-II-300、2007-II-238)

「社会契約 pacte social」について（p.300） 「ある人民 un peuple が、それによって一国民 un peuple となる」ような協約がただの一例でも存在するのか？（p.300） この国民 nation 団体を結成する人びとの結合を、通常の契約でなぞらせることは馬鹿げている（p.301） われわれが同胞を見出すところではどこでも、われわれには行使すべき権利と果たすべき義務がある（p.302） 国民が社会契約を破りうると主張するのは狂気の沙汰だ（p.302） 今世紀になるまで、国民が自由気ままに再び野蛮状態に陥る不吉な権力を打ち立てることができるなどと想像もしなかった（p.303） どのように人びとは結びついて、どのように国民は形成されるのか（p.304） 「国民 peuple の主権」について（p.304） 神は社会秩序の創造主にして維持者としてのみ、全権力の源泉である（p.306） 宗教と国家を混同しないようにしよう（p.307） 主権は社会と同様に神権からくる（p.308） あらゆる政治権の源泉としての父権について（p.309） 強者の権利について（p.310） 社会的利益について（p.312） 主権の定義（p.312） 「主権」を「政府 gouvernement」とは別に分けて考える人たちの無政府的教義。公権力の形成は、「後天的に得た」と呼びうるような新たな「国家形態」を特徴づ

ける (p.316) 政府は行動する主権である (p.317) 政府とは「主権がそこにのみ存するような集合的に捉えられた人民と、その人民集合体を構成する個人をなす臣民とのあいだの中間団体にほかならない」との主張は大きな誤りである (p.317) 主権が、あらゆる政府から独立しているなら、その主権なるものは形而上学的な存在であるだろう (p.318) 公権力は自らを顕現させるための手段を必要とする (p.319) 国民は政府のはじまりにして終わり *le principe et la fin* である (p.320) どのようにこの真理は自己修正するのか (p.320) 国民の意思は間違えることがありえないとは、どのような意味においてなのか (p.321) 法律を作る排他的権利が国民に属するということは真実なのか (p.322) 「国民 *peuple*」と呼ばれる集合体について、あたかも単純なもののように推論することは危険である (p.322-) 国民の協力なくして法律を国民にあたえることはできないが、どのようにしてこの協力を引き出すのか (p.325) 慈善の心、英知、勇気、天分、これらが帝国の初期の創設者たちの資質だった (p.326) 国民は諸制度を、すくなくとも暗黙のうちであっても、その採択によって正しいものと認める (p.327) 行政官は彼ら自身が主権を行使するも、それでも国民の下僕にすぎないとの考えは現実味のない空論である (p.328) 人民 *peuple* は、人民が望むときには、既存の政府を変更できるという格率の検討 (p.329) 1603年のスコットランドとイングランドの同君連合。1688年ジェームズ2世は国を捨て亡命する (p.330) 代表議会はこれらの変化を承認する (p.330) 国会は正統な王位継承のラインをできるだけ近い線で定めた (p.331) まだ形をなさない多数者の部分的運動の最中に、人が用いたいと思っているお気に入りの表現の一般意思をどのように識別するのか (p.332) 「人民の救済」という語は恣意的なことがらを表わすものではない (p.332) いかなる憲法も、人民が集合してすべて覆すことができると規定しはしなかった (p.332 → 333) クレタ共和国の例を利用すべきではない (p.333) 革命の危うさ (p.334)

29章 自由について、そして平等について (1820-II-336、2007-II-266) 自由と平等にかんするルソーの学説の誤用 (p.336) 自由と平等という語についての数多くの定義 (p.336) 真の「自由の要素」とはどのようなものか (p.337) 法律はわれわれに保護をあたえてくれる有用性があるわけ

ポルタリス『18世紀のあいだの哲学的精神の使用と誤用』1820年（初版）（石井）

だが、それは法律に従うことと引き換えでしかない（p.339） 堅固な自由とは法律が保証してくれる自由だけである（p.339） 法律の善良さと法律の至高の権威が自由の主要な土台である（p.340） この命題の展開（p.340-） 独立について、そして隷従について（p.341） 絶対的で民主的な政府が革命の危険にもっともさらされる（p.342） 「安全」について、そして「権力」について（p.342） 主権的権力の行使に各人が今も現実結びつく国に生きる人だけが自由であるとみなすのはばかげている（p.344） 人びとがいくらかでも自由を享受する国とは、各人が何ほどか考慮され安全を基礎に信頼できる意見を持てるような国である（p.345） 勝手気まま licence は個人の権限の誤用の終点である（p.345） 人の都合をたずねないようなことは自由の利点をきちんと理解していないことである（p.346） ルソーの言う平等な国家における土地分割は絵空事の計画である（p.346） 法律上の自由について、そして事実上の自由について（p.347） 節度がないと平和も安全も自由もない（p.349） 市民の独立よりも安全のほうにかかわるほどに、制度は強くなるものである（p.349） 自由は絶対的なものではない（p.350） 極端な平等について（p.350） さまざまな種類の不平等について（p.350） 市民すべてのあいだに完全な平等があったことは一度もない（p.351） 国内の社会は不平等の上にしか基礎づけられない（p.353） 徳にはすべてその埋め合わせとして不平等がついてくるのであり、それが人生という絵をなしている（p.353） 社会においてさまざまな階級が存在することは必要不可欠である（p.354） あらゆる国家はその維持と安寧を構成員全員に負っている（p.355-） 「特権」について（p.357） 立法者は、人が獲得し維持する正当な手段をだれからも奪わないことで満足しなければならない（p.359-） 陰謀や腐敗への出入口をすべて閉じることはできないし、各人に固有の長所を矛盾なく認めさせることもできない（p.361） もっとも絶対的な君主たちも一度ならず天分ある人に譲った（p.362） 法律の一般的な目的は無政府状態を防ぎ、不正義を抑圧処罰することである（p.363）

### 30章 所有について（1820-II-364、2007-II-288）

所有にかんするいく人かの公法学者たちの間違った危険な考え（p.364） 所有の始原的な源泉（p.364） 財産の絶対的共有はけっして存在しえな

かった (p.366) 所有権は、社会的に保証がなされるもののうちでもっとも神聖なものである (p.367) 国家は、構成員が有する財産の所有者ではなく、その番人にして調整者なのだ (p.367) 個人はその財産にかんし、公的社会の形成に先立って、権利をもつ (p.368) 国家はそれ自身、いかなる本当の所有権をもつことはできない (p.370-) ルイ 15 世下で「道徳的明証性」そして「合法的専制」を説き勧めた哲学者たち [メルシエ・ド・ラ・リヴィエールなど「明証性の支配下での合法的専制」を説いたフィジオクラートたちを指す] (p.373) 臣民の相続人となった君主たちについて (p.374) 君主たちに移譲された土地資産や収入は、主権がそれ自身、いかなる土地の権利も持ち去らぬことを証明している (p.375) 文明国において公権力は個人の財産の安全を見守るためののみ設けられる (p.376) 古代ローマの法律で財産没収は第一等級大逆罪にたいしてのみであった (p.377) 近代になって、国は公益のために要求される財産にたいして所有者の市民に補償すべきことが認められるようになった (p.378) 国家の権力は国の構成員の資産を他の人の利益になるからとの口実で補償の期待も持たせず破壊するようなことまでしてはならない (p.379) 封建制度について (p.379) 国は個人の財産を守らなければならないのと同様、逆に個人は国の必要に拠出する義務を負う (p.380 → 382) 必要な貢献を求めるべきは主権者に対してである (p.383) 税の使い道から外れることは許されない (p.384) キケロは、国家が樹立されるのはとりわけ「各人に帰属するものを各人に保持する」ためであることを主張して、土地均分法に反対した (p.385) かつて民衆国家が無政府状態で引き裂かれたのは、「政治的法律でもって個人の所有を侵害することはけっして正当化されえない」との健全で昔ながらの格率が軽視されたときでしかない (p.386) ドイツは終末論の再洗礼派によって非常に激しい革命で国の存立が脅かされたことがあったが、彼らは扇動的な意見で所有の基礎を揺るがそうとしたのであった (p.386) 所有権 *propriétés* の不可侵を認める必要性 (p.386) 政府はその歳入の限度においてしか抵当に入れることはできない (p.387)

### 31 章 刑法について (1820-II-389、2007-II-308)

哲学者たちが提案しているシステムは、他の刑罰をすべて緩和するので、刑罰を見かけ倒しにしてしまうことになる (p.389) 死刑にかんする空虚

ポルタリス『18世紀のあいだの哲学的精神の使用と誤用』1820年（初版）（石井）

な理論（p.390）刑法の必要性、死刑は自然法を侵害するのか（p.390-）ベッカリアの『犯罪と刑罰論』、死刑にかんしてのこの著作にたいする論駁（p.394）生命はく奪の死刑に代替しようと考えている処罰（p.396）悪人よりも善人を考慮すべき（p.396）凶悪犯の生命を保全する危険（p.398）社会を危険に陥れるような凶悪な犯罪者に科される死刑があらゆる不都合を防止する（p.399）刑法典の第一の目的は罪人を制止し抑圧することにある（p.400）死刑は[いったん廃止された]古代ローマやヨーゼフ2世の下で復活した（p.400-401）もっとも偉大な著述家や法律家たちも死刑を支持した（p.401）法律は、社会の真の権利権限を越えない範囲で、社会の安全を脅かす者の生命を奪うことまでできる（p.402）

### 32章 租税について（1820-II-404、2007-II-320）

単一税について、土地税について（p.404）エコノミストたちの、すべてを一般化しがちな方法の誤用（p.404）アンシャン・レジーム期プロヴァンス地方〔ポルタリスの故郷〕行政の概観（p.405-412）果実税の利点（p.412）プロヴァンス地方の課税システムのつづき（p.412-416）金銭で納めるタイユ税（p.416）果実税とタイユ税の比較検討（p.418-423）「レーヴ」と呼ばれる消費物品税の徴収（p.423）現在の状況下では、土地所有だけで富の基礎になってはいない（p.425→424）動産の富に依じて徴収される税は民衆の重荷になってはいない（p.424→p.426）消費物品税は低くしなければならない（p.427）「カパージュ」と呼ばれる一種の市町村「人頭税」は、プロヴァンス地方では、共同負担の用途にしか徴収されなかった（p.428）印紙税はプロヴァンス地方でもフランス全土同様あったが、その利点がいくつかあった（p.428）「検査税（コントロール）」は高すぎたはいけない（p.429）不測の事態に備えての税（p.429）どのように公債にたよるか（p.429）プロヴァンス地方内部での関税は禁止されていた（p.430）

### 33章 どのような事情によって哲学者たちはわが政府のなかで力をもつようになったか（1820-II-431、2007-II-341）

哲学システムすべてが、その真偽はどうあれ、今日、世界中で全般的な衝撃をあたえているのは、どのような見えざる力によってなのか（p.431）

この問いへの回答 (p.431) 啓蒙の知識 (lumières) が広がるにつれ、大学が設立され増えていったし、また文学者協会や学術会も開設された (p.433) 昔の哲学者たちは集まる場がなかった (p.433) 本質的に教育者であるキリスト教司祭たちと、教育の独占権を常に熟望した哲学者たちとのライバル関係 (p.434) 哲学者たちは当初、宗教を攻撃する考えも勇気もなく、彼らの歩みはおずおずとしたものだった (p.434) ただ君主や民衆が聖職者と対立する際に弁護を必要としたとき、哲学者たちは有利な立場で現れた (p.435) 哲学は教皇至上主義を粉碎する (p.436) 哲学者たちはひとつの権威となり、聖職者は相変わらず彼らの標的でありつづける (p.436) 聖職者の財産をねたむ貴族階層は哲学の雄弁に拍手喝采する (p.437) 哲学は少しずつ権力を獲得し、いつの日か他のすべてを侵食するに違いなかった (p.438) 科学と芸術における哲学者たちの仕事と成功は、国家の勢力拡大に非常に必要で、彼らの重要性を高めた (p.438) 彼らはもっとも偉大な君主たちの注目を集めつづけた (p.439) 啓蒙のコンクールや印刷術によって驚異的なことがらがなしとげられて、この世紀の哲学をととも力強く高みに押し上げた (p.441) 近代の哲学者たちは、彼らが育成した諸科学の性質そのものによって、社会に広がった (p.441) 主権者たちとの関係も増加した (p.441) 哲学者たちは集団として啓蒙の普及全般に多大な成功をじっさい収めたが、個人的な栄光の点ではそれほどでもなかった (p.442) 印刷術の発明以降、だれもが自宅で読み学ぶことができる (p.443) 著述家の重要性は今やその人がらなどではなく、書いたものがすべてとなる (p.444) かつての哲学者たちが享受していた敬意 (p.445) 哲学者たちが一階級をなしたのは現代のわれわれのところではない (p.446) 聖職者がより合理的になるにつれて哲学者は合理的でなくなった (p.447) 行政官たちはキリスト教に加えられた最初の攻撃に無関心で、聖職者たちは自分たちへ宣戦布告された戦争に不意打ちにされたわけではなかった (p.448) 哲学者たちにとってのアジールの都市 (p.448) 宮廷人たちは哲学者たちのやり方で陶冶される (p.448) 国王たちは公然と哲学を王座にすえる (p.449) 貴族や大貴族たちは、政治家として失った影響力を、哲学者として取り戻そうとする (p.449) イギリスにおいて、哲学者たちはセクトを作ることはけっしてなかった (p.450) 哲学がフランスで生まれたのではなかったとしても、すくなくともフラン



ポルタリス『18世紀のあいだの哲学的精神の使用と誤用』1820年（初版）（石井）

スでこそ哲学者たちの支配にもっとも有利な環境が整ったのだが、どのような原因が作用していたのか（p.451）なぜこの哲学の影響というものが他の君主国でそれほどでなかったのか（p.453）ドイツはずいぶん以前から著名な哲学者たちを輩出してきた（p.454）そこはまたほぼあらゆる宗教セクト発祥の地でもあった（p.455）光明会 Illuminés の結社はひとつの陰謀である（p.455）

### 34章 習俗が間違った哲学システムに、逆に間違った哲学システムが習俗に及ぼす相互的影響について（1820-II-457、2007-II-361）

誤りの蔓延はたんに哲学にのみ帰せられるものではなく、時代の習俗によっても準備されてきた（p.457）われわれの世紀を主として特徴づける三つのこと、すなわち発見発明の精神、商業の精神そして社交の精神（p.458）国民の急速な進歩とその繁栄はしばしば制度と習俗の暗礁となる（p.458-）動産の富について（p.460）富とぜいたくの増大（p.461）快樂は人びとの関係を増やす（p.462）サービスはお金で支払われる（p.462）新税の必要、官職の売却（p.463）公債（p.463）[18世紀初頭の]摂政期に腐敗は頂点に達する（p.463）深刻でもあり軽薄でもある退廃があらゆる階級において進行する（p.464-）行政官における無秩序（p.465）商業に従事する貴族（p.466）司教たちはぜいたくをし、下の司祭たちは貧しい（p.466）政府は、この動き全般の結果を見誤り、腐敗を進行するにまかせていた（p.468）このような状況下、悪徳が格率をゆがめ、哲学が改善するとの口実で物事や人間を破壊しつくすことを予見しないているなどということが可能だったか（p.469）悪しき習俗が間違った教義に先立っていた（p.469）非難不信任 *censure* の精神、反抗の精神があらゆる制度を攻撃する（p.471）この時期いく人かの著述家たちが躍進する（p.471）プロテスタントたちの精神（p.472）いく人かの著述家たちは何でもやってみようとする（p.473）マブリ、コンディヤックは悪徳と戦っているときでさえわれわれの情熱に飛躍をあたえる（p.474）すべてを辞書に還元しようとする熱中について（p.474）開明される以前の腐敗した国民のあいだで哲学的活動が展開されるときの効果（p.476）どんな地位も世論に対する習俗の作用と習俗に対する世論の反作用に抗しえなかった（p.476）気球実験の最初の経験での人びとの熱狂（p.477）人びとはあり

とあらゆる変化を懇願した (p.477) 哲学は両刃の剣であった (p.478) われわれがかくも誇りにしてきた世論はどこにいったのか、そんなものはなかったのだ (p.478-) みんなが結集した唯一の点は享楽をただただ望むことであり、独立のそして利己主義の精神だった (p.480) 良き観察者は《頭のなかの哲学》と《習俗のなかの放恣》とが混合するとどのような結果になるかを予見していた (p.481) デュボス師 (p.481) 国内には部分的なだけの変化というものがしばしばある (p.482) しかし今日、すべては暴力によってではないにしても、ともかく推論で挑まれた (p.483) フランス革命は内戦なしに勃発したのに、多くの内戦が革命なしに生じたのはなぜか [ここでの「内戦」は国内での政治抗争を指し、国に活力があるときは革命なしの内戦ということで、フランス革命の時期の政府は力が弱く抗争する場合ではなくなっていた] (p.484) フランスはひょっとしたら [旧] 体制を維持することもできたろうが、政府に国民より賢明であれと期待するほうが無理だった (p.485) フランス革命を他の諸革命と区別するいくつかの特徴 (p.485-) 巨大な審議集団に変身したフランスが提供するスペクタクル (p.487) 人は帝国を規制すると主張したものの、帝国を解体した (p.487) 聖職者、貴族、あらゆる中間団体は破壊され王座は揺らぐ (p.488) 激情家のデマゴグたち、彼らは手に負えぬ助手たちに助けられ、名声と名誉を失った墮落した人間である (p.489) ちっぽけな支離滅裂の下書きでしかないもの [人権宣言のこと] が大きな権力を横取りする (p.491) どのように民衆は権威を行使するのか (p.491) 王座と祭壇に対して陰謀を企てた哲学が [今度は] 自分自身に対して陰謀を計画することが起こる (p.491) 人民は社会の最下層階級によって代表される (p.492) 「革命政府」について、その時フランス革命は歴史上の蛮族の侵攻よりも恐ろしいものとなる (p.493) 「革命的精神」について (p.495) 恐怖政治の支配 (p.496) 密告者たちについて、諸バステューユについて (p.497) 正義裁判は停止される (p.498) 革命裁判所 (p.498) 感受性は脅しによって圧迫された (p.499) 革命についての一般的な考察 (p.500) 人びとを統治し社会を維持するためには [文学、芸術、] 哲学以上のものがなければならない (p.500) われわれが社交的 sociable であるのは観念によってよりも感情によってなのだ (p.500) ある国民が文明化し洗練されていると、どういう基準で認めるのか (p.501) 習俗は、心を

ポルタリス『18世紀のあいだの哲学的精神の使用と誤用』1820年（初版）（石井）

発展させるコミュニケーションとともに心が広がるときにのみ生まれる（p.502） 間違った哲学的精神の特性は三つあり、まず諸原理を誤認させることである（p.503） 半分文明化した人たちというのは、詭弁論者になってしまって、より良い存在にならない（p.505） 間違った哲学的精神の特性の二番目は、すべて分析するため全部を分解してしまうことである（p.505） 権力を行使する人たちは他の人に尊敬されなくてはならない（p.507） 間違った哲学的精神の第三の特徴は、すべてを一般化しようとすることである（p.507） すべてを一般化しようとするマニアぶりは「天才」並みと呼べた（p.508） 本当に受容される天才とはどういうものなのか（p.509） 「習俗」ということばで意味されるものは何か（p.511） 社会を作り上げたのは詭弁論者たちではなく天才的人間だ（p.512） 結論：腐敗が習俗にしかないとき、人は賢明な法律によって修復しうが、しかし間違った哲学的精神によって腐敗が道徳と立法に根付いたとき、害悪は手の施しようがなくなる（p.513）

#### IV 最終章における変調（？）

本書の章立て構成のグループ分けで言うと、最終部の33章と34章は最初の三つの章の哲学的精神の総論部分に区分できるだろう。33章では哲学者たちが政府部内で影響力を増していったこと、そしてさいごの34章では章のページ数も三番目に多くって哲学的精神が行き過ぎていくさまを、ポルタリス自身の政治経験も踏まえ、革命期の恐怖政治を例にとって激烈に批判する。

33章は哲学者たちの政治的影響力が聖職者たちの力と反比例するかのようによろしくなっていくことが語られ、古代や中世の哲学者たちのあり方との違いや、英独仏の比較のなかで考察されていて、フランスでこそ18世紀的なフィロゾフの優勢が受け入れられる環境が整っていたと診断している。このような時代の背景として、宗教団体の墮落、君主たちの軟弱さ、若者の教育における哲学的精神の浸透、新聞やパンフレットなど印刷物の容易な流布などをポルタリスは挙げる（p.452）。

そして34章で今の18世紀が間違った哲学のシステム *faux systèmes de philosophie* に支配されだしていることを習俗の問題とともに警告する。た

たとえば多くの書物が印刷され氾濫していることで良書が駆逐され真実がすり切られ、社交精神のぜいたくはつつましい楽しみを食い尽くして家族の精神を弱め、商業と金融の精神が時代の一般精神となって富が名誉に、快楽が義務にまさるようになり、市民は自分の財産のことだけ気にかけて祖国を省みず、政府は政府で本当の市民を育成しようとするより、とにかく納税者を増やすことだけ考え、悪徳が蔓延しているこの世紀は、偽りの哲学者が人やものを改善するとの名目で破壊しつくすのである (p.468-9)。

ポルタリスは本物の哲学的精神が生み出した大きな利点を認めつつも、本書の「著者はしがき」でも示した誤用 *abus* さらに行き過ぎ *excès* の対比を印象的に語る。すなわち、無知の時代が「誤用」の劇場とすれば、知識啓蒙 *lumières* の時代は「行き過ぎ」の劇場である (p.475)、と<sup>14)</sup>。一定程度の知識説明 *lumière* は必要だが、度を過ぎると暗闇・混乱状態の原因にしかならない、とも付け加えている。このような一種のパラドックスは、フランス革命が急進化した恐怖政治の時期に、固有名詞は掲げられていないものの、すぐれた化学者のラヴォワジェが処刑されるなど本来の哲学的精神とは真逆の、科学が軽視され、野蛮なヴァンダリズムが席卷し、政治的目的のためにはすべてをなげうつ「革命的精神」がそびえ立つ事態に行き着く。テロリズムの支配下では密告の社会が出現し、家族や友人同士であっても警戒しなければならぬ。部屋の壁や羽目板にも不安な視線を投げかけ、革命派のようなだらしない衣装を身に着け、名前を変え、自分であることを恐れる。このように、ポルタリスは自らの生々しい経験を踏まえて考察し、革命法が中間団体だけでなく家族の精神も破壊すると論じている (p.495-497)。

ポルタリスは基本的に「使用 *usage*—誤用 *abus*」の尺度で考えている。たとえば9章で最初の誤用の結果が唯物論であるとされ、つぎの10章ではそれが無神論にまで突き進むとされている。「使用 *usage*—誤用 *abus*」のことは自体はもちろんラテン語の *usus* と *ab-usus* を念頭に置いてのことだろう。後者に「行き過ぎ」の意味もあり、その場合は「濫用」の語が適

14) このフレーズは共和4年ブリュヴィオーズ9日(1796年1月29日)総裁政府期の議会上院にあたる元老会での演説では「旧き君主制が誤用の劇場とすれば、生まれつつある共和国は行き過ぎの劇場である」となっていた。Eric Gasparini, *Regards de Portalis sur le droit révolutionnaire : la quête du juste milieu, Annales historique de la Révolution française*, 2002, n.2, p.121.

ポルタリス『18世紀のあいだの哲学的精神の使用と誤用』1820年（初版）（石井）

訳になるわけだが、34章でははっきりと「行き過ぎ excès」の語が追加されて検討される。

もし「使用 usage—誤用 abus」だけで考えれば済むのなら、人間の病気に治療法があるように、社会の害悪にたいしても、たとえば宗教であるとか、法律であるとか、統治原則や過去の範例や習俗（mœurs）などを対置すれば解決されるのかもしれない（p.482）。しかし革命期のとくに恐怖政治時代になると、誤用の先、あるいは先の先にまで行き過ぎて、そしてさらに問題なのが本来の「使用」に推進力が働いて、あたかもメビウスの輪状態になりうることである<sup>15)</sup>。前節に訳出した目次のさいごの「結論」部分が悲観的なのはこのことを暗に示しているように思われる。

ではどうするのか。本書さいごの一文を訳しておこう。

「そのとき国は減びつつある。自由にも隷従にも耐えることができない。そして歴史を見ると、同じような場合の国民は、文明のもっとも高いところに達していても、もっともひどい野蛮に転落しうるのだ。ただし、さほど墮落していない征服民族によって占領されるか、あるいは暴力的な国内危機を経てのち、解放者 libérateur によって生まれ変わらせられるのであれば別だが」（p.513）。

この予言的な一文で初版で800頁、第3版でも数百頁を軽く超える本書は閉じられる。しかもさいごの単語が「解放者」なのだが、この解放者とはだれのことなのだろうか。本書執筆のころ、ポルタリスが王党派のマレ・デュ・パン<sup>16)</sup>に宛てた1799年8月11日付けの手紙では、だれもが革命体制にうんざりしていて、大衆は選ぶことや審議することに倦み疲れているのだと言うことさえできれば、君主制にもどりたいたいと思っているので、王は党派の長としてではなく、国民の長として登場すべきこと、そして新しい国民には教師が必要だろうが、古い圧制に苦しむ国民には解放者が必要だと述べるのである<sup>17)</sup>。

15) 誤用と行き過ぎについてポルタリスが共和5年メシドール9日（1797年6月27日）元老会で「誤用は正そう、しかし行き過ぎは避けよう」と述べているのが、なんとも意味深長である。Ibid., p.121.

16) このスイス生まれのプロテスタントで君主制論者については、さしあたりの邦語文献として、ジャック・ゴデシヨ『反革命理論と行動1789-1804』平山栄一訳、みすず書房、1986年、第5章を参照。

17) Lettre de Portalis à Mallet du Pan du 11 août 1799 recueillie par A. Sayous, *Mémoires et correspondance de Mallet du Pan*, t.2, Paris 1851, p.393, citée par L. Schimséwitsch,

ただこれにたいしては、「解放者」はナポレオン・ボナパルトのこととする研究も出ている<sup>18)</sup>。たしかに1799年秋ごろまではポルタリスはまだ君主制論者だったが、11月のブリュメールのクーデタでボナパルトが権力の頂点に立ち、「革命は終わった」と宣言したボナパルトによってポルタリスの帰国は許され、すぐにボナパルトの下ではたらくことになる点ではナポレオン・ボナパルトと考えることにも説得力がある。もちろん、ポルタリスは34章で革命期の、とくに恐怖政治の時期の特定の人物名は挙げていないとしていたから(p.499)、一般的な立論と読むことを排除するわけではないと考えられもしよう。

## V おわりに

ここでもう一度、本書の書名について考えてみたい。そのとき参考になりそうなのが、百科全書の編者として知られるダランベールが1757年アカデミー・フランセーズでおこなった演説である。そのタイトルは「趣味の領域での哲学の使用と誤用にかんする考察 *Réflexions sur l'usage et l'abus de la philosophie dans les matières de goût*」で<sup>19)</sup>、短文ながらポルタリスの本書14章以降にも関連する。ダランベールは冒頭で「哲学的精神が諸科学と文学とで反対の効果を生み出している」として、後者の領域で哲学を使用することのメリットがあることを、たとえば迷信的な考えから守ることなどであると述べ、趣味的領域での美的感覚が恣意的にならないよう、異論のない原理に基づくようにすることを説く。ただこの場合に「判断の正しさ」だけでは十分ではなく、たとえば詩の朗読のように耳への「心地よさ」も問題となってくる。それは慣習上の快感と当人の快感との合わさったものになる。この領域での誤りの原因はセンスがないことと心地よさの諸原理の分析に注意を払わないことにある。「哲学」と「趣味の美的センス」とは互いに排除しあうものではなく、哲学には考えることだけでなく感じ

---

*op.cit.*, p.168. また1820年の出版時期の観点から、亡命貴族たちが外国の援けを借りるかしてプロヴァンス伯(ルイ18世)を「解放者」と見立てるわけだ。

18) Jean-Claude Ricci, *Les idées politiques et constitutionnelles de Portalis, dans Portalis, le juste*, sous la direction de Joël-Benoît d'Onorio, Aix-en-Provence 2004, p.91.

19) D'Alembert, « *Réflexions sur l'usage et l'abus de la philosophie dans les matières de goût, lues à l'Académie française le 14 mars 1757* », *Œuvres de d'Alembert*, t. 4, deuxième partie, Paris 1822, p.326-333. これもBNFのGallicaで閲覧入手可能である。

ポルタリス『18世紀のあいだの哲学的精神の使用と誤用』1820年（初版）（石井）

ることも入ってくる。哲学的精神の誤用とは結局、それを欠いていることである。概略、このようにダランベールは論じる。

ポルタリスはこの40年前のダランベールの演説に直接言及してはいないが、別のダランベールの著作には触れているし、またのちにポルタリスがアカデミー・フランセーズ入りすることを考えると、内容についても両者の問題関心が近いとは言えるだろう。上記「Ⅱ」節でも述べたことだが、「哲学的精神」「使用と誤用」といったことばは18世紀の知的ミリュールにおいて一定の了解と広がりがあったのではないだろうか<sup>20)</sup>。

ポルタリスの文体についても興味深いものがある。たしかにプラニオルは1900年時点の彼の民法教科書のなかでポルタリスの文体は時代がかった大言壮語に満ち満ちていてすぐに古びたと言いき、哲学者としてのポルタリスはオリジナルな精神はなく凡庸さを超越することはなかったとしている<sup>21)</sup>。しかし『哲学的精神』を読んで印象的なのは、革命の恐怖政治を論難する最終章34章、とくにテンションが高くなる箇所での対語表現などの多用により、たたみかけるような文章になっていて（p.468、480、482、502、509など）、これは弁護士の弁論で鍛えたものかもしれないが、このような彼の文体は文章の勢いを加速させて流動感を高め、彼自身の凄惨な実体験もあってか、生々しい感覚を読み手に伝えて飽きさせない。

この文体とも関連するが、本書『哲学的精神』を全体としてみた場合の特質を、ラヴォレーはポルタリスの時代にあってまれで貴重なものとして三点挙げている。ひとつは明晰さである。これは文体においても推論においてもそうで、ポルタリスが法律家であることも関係しているように、どんなに議論が白熱して込み入っても論理的に話を進める点である。つぎに簡潔さが挙げられている。革命期にはとくにそうだが、演説など大げさで詭弁めいたものになることにたいして、ポルタリスは主張内容が正しく美しいものであれば余計な装飾は不要と考えていたのである。さいごに公平無

---

20) 「使用と誤用」を、プーフェンドルフ『自然法と万民法』の仏訳者として知られるバルベラックが『娯楽論』（1709年）のなかで「快樂の正しい使用と誤用」と論じていたことについて、門亜樹子『啓発された自己愛—啓蒙主義とバルベラックの道徳思想』京都大学学術出版会、2019年、66頁以下を参照。

21) Philippe Malaurie, *Anthologie de la pensée juridique*, 2<sup>e</sup> éd., Paris 2001, p.145. これにたいしアティアスはポルタリスのスタイルは18世紀後半から19世紀にかけての彼の生きた時代の産物ではあるが後世の模範たりうるとする。Christian Atias, *Portalis, un style dans un siècle, dan Portalis le juste*, op.cit., p.150.

私さがある。これも革命期にまれで称賛される特質で、ポルタリスは論破しようとする理論について、その誤りを指摘するとともに、それがもちうる真実の部分、意図的に、軽視するようなことはしなかったのである<sup>22)</sup>。

ラヴォレーはまたポルタリスの本書にたいして、扱っている対象があまりに広範囲にわたっているため、副次的な問題のエピソード的な記述が多く、本書の基調和音たる思想がぼやけてしまい、むしろテーマを人間の道徳的本性、神の実在性、社会の構成にしぼったほうがよかったのではないかとまで言っている。そしてポルタリスが18世紀にたいしてやや厳しすぎるとも評している<sup>23)</sup>。そうするとドノリオがラヴォレーのポルタリス評価を「1789年の原理の終始一貫した擁護者」としている点に異を唱えているのは<sup>24)</sup>、ラヴォレーの原典にあたってみると、ラヴォレーは「秩序の支持者で1789年の原理の終始一貫した擁護者たるポルタリスは、ボナパルトの台頭を喜び歓迎した」としてしている<sup>25)</sup>、完全には正鵠を射ていないように思われる<sup>26)</sup>。

ここには論者によってポルタリス評価に揺らぎがあることが見て取れる。おそらく研究者の拠って立つ位置により、色合いの違いが見られるのである。たとえば野田「解説」では、ポルタリスがカントを批判しているのは誤解に基づくもので、両者はどちらも理性の立場から信仰の復活を説いているとし、共和主義についてポルタリスは政治的自由を熱望した共和主義者だったとしているので<sup>27)</sup>、これはドノリオの考えるポルタリス像とは対極にあるだろう。またナポレオン法典の近代性を神話として、そのイデオロギー性を問題にするマルタンからすればポルタリスは唯物論者となり、これにニオールは、ポルタリスはガリカンのキリスト教徒であるとして批判的である<sup>28)</sup>。ヘルダーの歴史哲学のポルタリスへの影響の有無をめぐるカルボニエとトロンシヨンの違いについても指摘されている<sup>29)</sup>。

22) René Lavollée, *Portalis, sa vie et ses œuvres*, Paris 1869, p.172-175.

23) *Ibid.*, p.166-169. ほぼ同様の考えがサント＝ブーヴの『月曜閑談』（1852年3月8日）にあり、野田「解説」で紹介されている。C.-A. Sainte-Beuve, *Causerie du lundi*, t.5, Paris 1944 p.468-469. 野田前掲「解説」157-158頁。

24) J.-B. d'Onorio, *Portalis l'esprit des siècles*, p.176.

25) R. Lavollée, *op.cit.*, p.184.

26) これはフランス革命をどう捉えるかという問題でもある。

27) 野田前掲「解説」157、177頁。

28) J.-. Niort, *art.cit.*, p.98-99.

29) Michel Ganzin, J.-E.-M. Portalis : le juriste face à la révolution française, dans *Pensée*



ポルタリス『18世紀のあいだの哲学的精神の使用と誤用』1820年（初版）（石井）

もちろんポルタリスが時代の状況により、あるいは手紙や対話の相手によりニュアンスを変えていることはあるだろう。またポルタリス自身、熱心なカトリック信者の評が一般的であるが、若いときからフリーメーソンの会員でもあり、また革命前の弁護士時代にプロテスタントの婚姻の有効性を主張する鑑定意見書を出してヴォルテールから称賛されてもいる<sup>30)</sup>。フリーメーソンやヴォルテールつながりもあるかもしれないが、カラス事件のときの破棄申立てで登場するエリ・ド・ボーモン弁護士のことも本書には登場している（II-p.285）。

今回の資料紹介では、本書『哲学的精神』の各論的内容、たとえばベッカーの死刑廃止論、革命期の人権宣言の所有権論、バークの美学理論、カントの非社会的社交性、無神論と狂信との対比におけるルソーとの親近性<sup>31)</sup> などなどに立ち入って検討することはできなかったのだが、34もの章を一覧するだけでも Immortel なポルタリス像を実感できたのではないだろうか<sup>32)</sup>。

---

*politique et droit*, Collection d'Histoire des Idées Politiques dirigée par Michel Ganzin, XII, Aix-en-Provence 1998, p.420.

- 30) 深谷格「プロテスタントの婚姻に関するポルタリスの鑑定意見書について」同志社法学 65 巻 5 号 2014 年ではこの鑑定意見書が詳細な解説とともに訳出されている。
- 31) 無神論 vs. 狂信について、関口佐紀「ルソーの政治思想における狂信批判」社会思想史研究 44 号 2020 年が重要である。この問題は「社交性」の社会性とも関連してこよう。
- 32) 本稿は、2024 年 5 月開催予定の法制史学会第 75 回総会ミニ・シンポジウム「ポルタリスと近代法の誕生」のための準備研究会で報告したものをもとにしている。このシンポジウムにはバリ高等師範学校のジャン＝ルイ・アルペラン教授が基調講演をおこない（通訳は神戸大学の福田真希准教授）、報告者は慶應義塾大学名誉教授で現パリ大学都市日本館館長の金山直樹教授と同志社大学の深谷格教授とわたし石井の三名で、司会は本学の波多野敏教授である。アルペラン教授を含め、以上のメンバーは名古屋大学法学研究科で教鞭をとっていたり出身であったりしている。

